

別表第3 (第2条関係)

2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この部において「法」という。)に基づく事務に係る手数料

名称	事項	金額
1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の1の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の3の項又は4の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)
		(1) 申請に併せて市長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合
		ア 一戸建て住宅 4,700円
		イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。)
		(ア) 住戸ごとの申請の場合
		申請戸数が1戸のもの 4,700円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 9,400円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 16,000円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 27,000円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 45,000円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 82,000円		
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 131,000円		
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 170,000円		
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの 185,000円		
(イ) 一の建築物の申請の場合		
a 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下この部において同じ。)		
建築物の総戸数が1戸のもの 4,700円		
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 9,400円		
建築物の総戸数		

	が6戸以上10戸以下のもの 16,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 27,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 45,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 82,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 131,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 170,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの 185,000円
b 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この部において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 126,000円
	当該部分の床面

			積の合計が 10,000平方メー トルを超え 25,000平方メー トル以内のもの 160,000円
			当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トルを超えるも の 200,000円
		c 非住宅の 部分（住戸の 部分及び共 用廊下等の 部分以外の 部分をいう。 以下この部 において同 じ。）	当該部分の床面 積の合計が300平 方メートル以内 のもの 9,300円
			当該部分の床面 積の合計が300平 方メートルを超 え2,000平方メー トル以内のもの 26,000円
			当該部分の床面 積の合計が2,000 平方メートルを 超え5,000平方メ ートル以内のも の 80,000円
			当該部分の床面 積の合計が5,000 平方メートルを 超え10,000平方 メートル以内の もの 126,000円
			当該部分の床面 積の合計が 10,000平方メー トルを超え 25,000平方メー トル以内のもの 160,000円
			当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トルを超えるも の 200,000円
	ウ ア及びイ 以外の建築 物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内の もの 9,300円	
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 26,000円	

			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 80,000円	
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 126,000円	
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円	
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円	
	(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	35,000円	
		イ 共同住宅等	(ア) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの 35,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 69,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 97,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 137,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 197,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 283,000円	
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 385,000円	
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 508,000円	
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの 600,000円	
		(イ) 一の建築物の申請の場合	a 住戸の部分	
			建築物の総戸数が1戸のもの 35,000円	
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 69,000円	
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 97,000円	

					建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 137,000円
					建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 197,000円
					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 283,000円
					建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 385,000円
					建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 508,000円
					建築物の総戸数が301戸以上のもの 600,000円
				b 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 109,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 180,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 280,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 359,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メー

				トルを超え 25,000平方メー トル以内のもの 429,000円
				当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トルを超えるも の 500,000円
		c 非住宅の 部分		当該部分の床面 積の合計が300平 方メートル以内 のもの 242,000 円
				当該部分の床面 積の合計が300平 方メートルを超 え2,000平方メー トル以内のもの 384,000円
				当該部分の床面 積の合計が2,000 平方メートルを 超え5,000平方メ ートル以内のも の 546,000円
				当該部分の床面 積の合計が5,000 平方メートルを 超え10,000平方 メートル以内の もの 670,000円
				当該部分の床面 積の合計が 10,000平方メー トルを超え 25,000平方メー トル以内のもの 789,000円
				当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トルを超えるも の 900,000円
	ウ ア及びイ 以外の建築 物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内の もの 242,000円		
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 384,000円		
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超		

				え5,000平方メートル以内のもの 546,000円
				建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 670,000円
				建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 789,000円
				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円
2 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の1の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の3の項又は4の項に掲げる額の手数料を加えた額)		
		(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅 3,300円	
			イ 共同住宅等	(ア) 住戸ごとの申請の場合
				申請戸数が1戸のもの 3,300円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 6,600円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 11,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 19,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 32,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 58,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 93,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 122,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの 134,000円
			(イ) 一の建築物の申請の場合	a 住戸の部分
				建築物の総戸数が1戸のもの 3,300円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸

				以下のもの 6,600円
				建築物の総戸数 が6戸以上10戸 以下のもの 11,000円
				建築物の総戸数 が11戸以上25戸 以下のもの 19,000円
				建築物の総戸数 が26戸以上50戸 以下のもの 32,000円
				建築物の総戸数 が51戸以上100戸 以下のもの 58,000円
				建築物の総戸数 が101戸以上200 戸以下のもの 93,000円
				建築物の総戸数 が201戸以上300 戸以下のもの 122,000円
				建築物の総戸数 が301戸以上のも の 134,000円
			b 共用廊下 等の部分	当該部分の床面 積の合計が300平 方メートル以内 のもの 6,500円
				当該部分の床面 積の合計が300平 方メートルを超 え2,000平方メー トル以内のもの 18,000円
				当該部分の床面 積の合計が2,000 平方メートルを 超え5,000平方メ ートル以内のも の 56,000円
				当該部分の床面 積の合計が5,000 平方メートルを 超え10,000平方

				メートル以内のもの 88,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 112,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円
		c 非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,500円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 18,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 56,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 88,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 112,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円
ウ ア及びイ	建築物の延べ面積が300平方メートル以内の			

	以外の建築物	もの 6,500円		
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 18,000円		
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 56,000円		
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 88,000円		
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 112,000円		
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円		
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円		
	(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅 18,000円		
		イ 共同住宅等	(ア) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの 18,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 37,000円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 52,000円				
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 74,000円				
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 108,000円				
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 159,000円				
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 221,000円				
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 291,000円				
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの 342,000円				
(イ) 一の建築物の申請の場合	a 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの 18,000円		
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 37,000円		
		建築物の総戸数が6戸以上10戸		

					以下のもの 52,000円
					建築物の総戸数 が11戸以上25戸 以下のもの 74,000円
					建築物の総戸数 が26戸以上50戸 以下のもの 108,000円
					建築物の総戸数 が51戸以上100戸 以下のもの 159,000円
					建築物の総戸数 が101戸以上200 戸以下のもの 221,000円
					建築物の総戸数 が201戸以上300 戸以下のもの 291,000円
					建築物の総戸数 が301戸以上のも の 342,000円
				b 共用廊下 等の部分	当該部分の床面 積の合計が300平 方メートル以内 のもの 57,000 円
					当該部分の床面 積の合計が300平 方メートルを超 え2,000平方メー トル以内のもの 96,000円
					当該部分の床面 積の合計が2,000 平方メートルを 超え5,000平方メ ートル以内のも の 156,000円
					当該部分の床面 積の合計が5,000 平方メートルを 超え10,000平方 メートル以内の もの 205,000円
					当該部分の床面

			積の合計が 10,000平方メー トルを超え 25,000平方メー トル以内のもの 247,000円
			当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トルを超えるも の 290,000円
		c 非住宅の 部分	当該部分の床面 積の合計が300平 方メートル以内 のもの 123,000 円
			当該部分の床面 積の合計が300平 方メートルを超 え2,000平方メー トル以内のもの 198,000円
			当該部分の床面 積の合計が2,000 平方メートルを 超え5,000平方メ ートル以内のも の 290,000円
			当該部分の床面 積の合計が5,000 平方メートルを 超え10,000平方 メートル以内の もの 361,000円
			当該部分の床面 積の合計が 10,000平方メー トルを超え 25,000平方メー トル以内のもの 427,000円
			当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トルを超えるも の 491,000円
	ウ ア及びイ 以外の建築 物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内の もの 123,000円	
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え	

			2,000平方メートル以内のもの 198,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 290,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 361,000円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 427,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

備考

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。
- (2) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。